

事務連絡
平成 23 年 3 月 30 日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に係る
診療報酬等の請求の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今回の地震に係る診療報酬等の請求の取扱いについては別紙のとおりご連絡しており、3月診療分について概算による請求を行う場合には、やむを得ない事情がある場合を除き4月13日までに各審査支払機関に届け出ることとしているところです。このため、各保険医療機関において、概算による請求を行う旨の届出が、やむを得ない事情により期日までに間に合わない場合には、可能な限り早く個別に各審査支払機関にご相談いただければと存じます。

この点も含め、今般の診療報酬等の請求の取扱いに関し、貴管下の保険医療機関にご周知いただきますようご協力をお願いいたします。